採用規程

（総則）
第１条　この規程は、就業規則第４２条に基づき、社員を採用する際の手続き等を定めたものである。

（面接）
第２条　採用を決定する前に、直接又はオンラインによる面接を行う。

（採用試験）
第３条　採用の可否を判断するにあたって、職種により採用試験を行うことがある。

（実習）
第４条　採用の可否を判断するにあたって、一定期間の実習を実施することがある。

（公的雇用促進制度利用）
第５条　トライアル雇用、その他公的な雇用促進制度を活用して採用の可否を決定する際には、会社と採用候補者は、当該制度のルールに従う。

（採用に際しての提出書類）
第６条　社員として新たに採用される者は、初勤務日から１週間以内に、次の書類を提出する。すべての必要書類が揃った時点で正式採用とする。
（１）　履歴書
（２）　誓約書
（３）　住所届（勤務地までの交通経路を明らかにしたもの）
（４）　住民票または外国人登録証明書
（５）　源泉徴収票（採用の年に給与所得があった時）
（６）　雇用保険被保険者証（前職者の場合）
（７）　捺印した雇用契約書
（８）　直近３か月以内の健康診断書
（９）　その他会社が必要と認め提出を求めた書類

（試用期間）
第７条　会社は新たに採用した者に対し、採用の日から３か月を限度として一定期間の試用期間を設けることがある。

２　試用期間は、勤続年数に算入する。

（本採用の拒否）
第８条　会社は、試用期間中の者が次の各号のいずれかに該当する時は、その本採用を拒否することがある。
（１）　指揮命令に従わなかったとき
（２）　無断で欠勤したとき
（３）　無断遅刻又は無断早退をした時
（４）　所属長の許可なく外出若しくは私用で外来者と面会したとき
（５）　会社が要求した提出書類が所定期間内に提出されなかったとき
（６）　会社への提出書類の記載事項または面接時に申し述べた事項が事実と相違することが判明した時
（７）　業務遂行に支障となる恐れのある既往症を隠していたことが判明した時
（８）　就業規則第３２条で示す含む規律を守らなかったとき
（９）　解雇規程で示す解雇事由に該当する時
（１０）　所定の教育訓練を施しても、期待される作業効率が得られないとき
（１１）　その他、社員とするのに不適当と認められる事由のある時。

付則
１．　この規程は２０２２年１１月１６日から施行する。
２．　この規程を改正する場合には、社員を代表する者の意見を聴いてこれを行なうものとする。

東京都練馬区豊玉上１－１５－６　第１０秋山ビル１階
株式会社アメディア　代表取締役　望月　優
電話　０３－６９１５－８５９７